

富岡市手話言語条例

言語は、他者とコミュニケーションを図り、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語と異なる言語で、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、お互いの気持ちを理解するための言語として、手話を大切に育んできた。

しかし、長い間、手話は言語として認められなかったことから、ろう者は、多くの不安と不便を感じながら生活をしてきた。

近年、障害者の権利に関する条約や障害者基本法に手話は言語であると規定され、群馬県においても平成27年4月1日に群馬県手話言語条例が施行されるなど、手話に関する認識が変わってきている。

富岡市においては、昭和52年にろう者と手話に関心を持つ者が集い、手話サークルを立ち上げ、交流することでお互いを理解し、共に手話やろう者に対する正しい理解を社会に広げるための活動を続けてきた。

これらの経緯を踏まえて富岡市は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解を深め、全ての市民の人権が守られ、地域で支え合い、お互いの個性と人格を尊重し合い支えあう社会を目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

(手話の意義)

第2条 手話とは、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を育み、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産である。

(基本理念)

第3条 手話への理解、手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき実施されるものであり、手話を必要とする人の手話等による意思疎通を行う権利は最大限尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的及び基本理念を踏まえ、市民の手話への理解、手話の普及促進及び手話を使用しやすい環境の整備を図るための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市は、前項に掲げる責務の履行に当たっては、群馬県と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、手話に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者基本計画において、次に掲げる施策を定めるものとする。

- (1) 手話への理解及び手話の普及の促進に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市は、施策の推進方針を策定するときは、障害者基本計画との整合を図るものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 市は、ろう者、手話通訳者等と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

(事業者への支援)

第9条 市は、第6条に規定する役割を果たすために事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第10条 市は、学校教育の場における、手話への理解及び手話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、学校において児童、生徒、学生及び教職員が手話を学ぶことのできる機会を提供するよう努めるものとする。

3 学校の設置者は、学校において手話を必要とするろう者がいる場合に、手話に関する必要な支援を受けられるよう努めるものとする。

(医療機関における手話の啓発)

第11条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう、手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第12条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(観光旅行者への対応)

第13条 市、市民及び事業者は、手話を必要とする観光旅行者が安心して滞在することができるよう、利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。